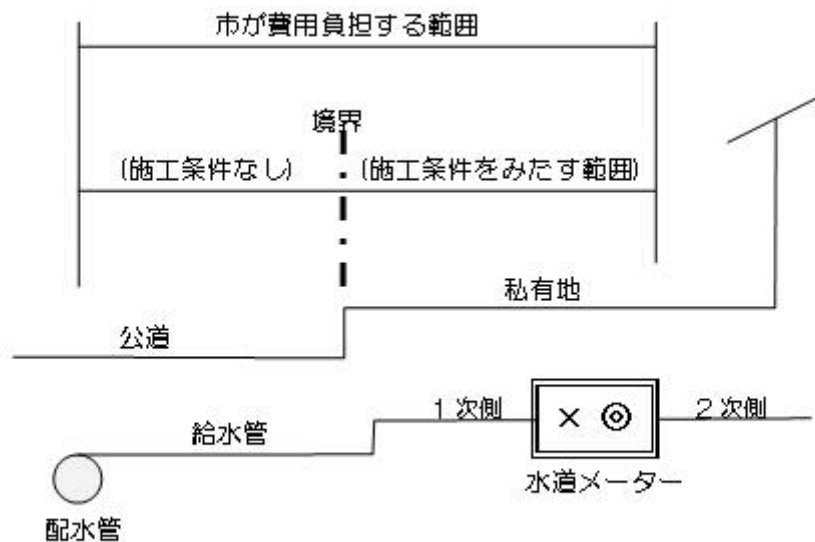


漏水修理費用負担区分について

●お客様と市(上水道)の漏水修理費用の範囲をお知らせいたします

令和4年5月から給水装置の漏水について、一般家屋等では、配水管から水道メーターまで、高層住宅や建物内に水道メーターがある場合等は、建物手前まで、市の費用負担で修理いたします。ただし修理に伴う私有地内の特殊な構造物(コンクリート・擁壁・階段・植栽等)の撤去及び復旧については、原則、お客様のご負担でお願いします。



漏水が発生した場合、市(水道管理課・水道工務課)または、指定給水装置工事事業者までご連絡ください。

●市が費用負担する私有地内の給水装置修繕工事

1. 公道・敷地境界からメーターまでの給水装置修繕工事
(メーター止水栓を含む)
2. 漏水に伴う試掘工事
3. メーターボックス内のパッキン
4. その他私有地内の給水修繕工事において市が必要と認める工事

○市が費用負担する私有地内の給水装置修繕工事の施行条件

確認事項

1. お客様から市に修理依頼があること。
(指定給水装置工事事業者からの受付も可)
2. 土地所有者の修繕工事の承諾が得られていること。
3. お客様及び第三者の故意又は過失でないこと。
4. 修理方法については、市の指示によるものとする。

施行条件

1. 基本的に公道・敷地境界から水道メーターまでを施行範囲といたします。
ただしメーターが建物内にある場合は、建物手前まで。親子メーターがある場合は、親メーターまでといたします。
2. 私有地内の共同管(アパート)については第一分岐管までといたします。
ただし、メーターボックス内の漏水修繕は、パッキンのみ市が負担します。
3. 公道内の共同管については、施行条件1と同じ。
4. 工事は、漏水箇所のみ(概ね1メートル程度)とし人力で施行できる内容にかぎります。なお、以下の事項につきましては、お客様の費用負担になります。
 - ・特殊な機器類の使用に要する費用
 - ・工事の妨げとなる障害物等がある場合の撤去・復旧費用
 - ・特殊な占用箇所(石積み、コンクリート、擁壁等)の取り壊し復旧や特殊舗装(化粧タイル、植栽等)の復旧に要する費用
 - ・布設替えを要すると判断された場合の布設替え費用
 - ・メーターボックス及びバルブボックスの交換の費用
5. 上記の他特殊な状況がある場合の費用負担については、別途お客様と市が協議いたします。

平成17年4月 規定
令和4年 5月 一部修正